

平成十四年法律第九十四号

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法

目次

- 第一次 総則（第一条～第五条）
- 第二章 役員及び職員（第六条～第十条）
- 第三章 業務等（第十二条～第十九条の二）
- 第四章 雜則（第二十条～第二十三条）
- 第五章 罰則（第二十四条～第二十五条）

附則 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（機構の目的）

第一条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構とす

る。

（機構の目的）

第三条 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）は、石油及び石油性天然ガス（以下「石油等」という。）の探鉱等、石炭の探鉱、水素の製造等、地熱の探査並びに金属鉱物の探鉱等に必要な資金の供給並

びに風力の利用に必要な風の状況の調査その他石油及び可燃性天然ガス資源、石炭資源、水素資源、地熱資源、風力資源並びに金属鉱物資源の開発を促進するために必要な業務並びに石油及び金属鉱産物の備蓄に必要な業務を行い、もつて国民の健康の保護及び生活環境の保全並びに金属鉱業等の健全な発展に寄与することを目的とする。

（中期目標管理法人）

第三条の二 機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

（事務所）

第四条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第五条 機構の資本金は、石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年

法律第九十三号。以下「廃止法」という。）附則第四条第三項及び第五条第四項の規定並びに災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十六号）附則第五条第三項及び第六条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額を改訂する法律（平成二十四年法律第七十六号）の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第七条第一項の信用基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとする。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

（役員）

第二章 役員及び職員

（役員）

第六条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）

第七条 副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長（副理事長が置かれているときは、理事長及び副理事長）を補佐して機構の業務を掌理する。

3 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であつて理事が置かれているときは理事、副理事長及び理事が置かれていなければ監事とする。

4 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

（副理事長及び理事の任期）

第八条 副理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。

（秘密保持義務）

第九条 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（役員及び職員の地位）

第十一条 機構の役員及び職員は、刑法（明治十四年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務の範囲）

第十一條 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 海外及び本邦周辺の海域における石油等（オイルサンド及びオイルシェールを含む。以下同じ。）の探鉱及び採取、海外における可燃性天然ガスの液化及び貯蔵並びに石炭の探査、海外及び本邦周辺の海域における金属鉱物の探鉱及び採掘、

二 海外における石油等の探鉱及び採取、可燃性天然ガスの液化、金属鉱物の探鉱及び採掘等並びに二酸化炭素の貯蔵及びこれに必要な地層の探査をする権利（その権利を取得するために必要な権利を含む。）その他これに類する権利の取得（機構以外の者によるこれら

の権利の取得を困難とする特別の事情がある場合において、機構以外の者への譲渡を目的として行うものに限る）を行うこと。

三 石油等の探鉱及び採取に係る技術に関する指導並びに当該技術の海外における実証、石炭の採掘等に係る技術に関する指導及び当該技術の実証、地熱の探査に係る技術に関する指導及び当該技術の実証並びに金属鉱物の探鉱、採掘、選鉱及び製錬に係る技術に関する指導並びに當該技術の海外における実証を行うこと。

四 石油等の探鉱及び採取に係る技術に関する地層の探査に必要な地質構造の調査（石炭の採鉱に係る調査にあっては海外において行われるものに限り、金属鉱物の探鉱に係る調査にあっては海外において行われるものであるが、これが行なうことが困難なものとして経済産業省令で定めるものの限り、地熱の探査に係る調査にあっては熱源の状況の調査を含む。）並びに風力の利用に必要な風の状況及び地質構造の調査（本邦周辺の海域において行われるものに限り、風力発電設備の設置に関する採算を分析するためのものであつて、経済的又は社会的な特性によって国及び機構以外の者が行なうことが困難なものとして経済産業省令で定めるものに限る。）を行うこと。

五 石油等及び石炭の探鉱、地熱の探査、金属鉱物の探鉱並びに二酸化炭素の貯蔵に必要な地層の探査に必要な地質構造の調査（石炭の採鉱に係る調査にあっては海外において行われるものに限り、金属鉱物の探鉱に係る調査にあっては海外において行われるものであるが、これが行なうことが困難なものとして経済産業省令で定めるものの限り、地熱の探査に係る調査にあっては熱源の状況の調査を含む。）並びに風力の利用に必要な風の状況及び地質構

構造の調査（本邦周辺の海域において行われるものに限り、風力発電設備の設置に関する採算を分析するためのものであつて、経済的又は社会的な特性によって国及び機構以外の者が行なうことが困難なものとして経済産業省令で定めるものに限る。）を行うこと。

六 石油等及び石炭の探鉱、地熱の探査、金属鉱物の探鉱並びに二酸化炭素の貯蔵に必要な地層の探査に必要な地質構造の調査（石炭の採鉱に係る調査にあっては海外において行われるものに限り、金属鉱物の探鉱に係る調査にあっては海外において行われるものであるが、これが行なうことが困難なものとして経済産業省令で定めるものの限り、地熱の探査に係る調査にあっては熱源の状況の調査を含む。）並びに風力の利用に必要な風の状況及び地質構造の調査（本邦周辺の海域において行われるものに限り、風力発電設備の設置に関する採算を分析するためのものであつて、経済的又は社会的な特性によって国及び機構以外の者が行なうことが困難なものとして経済産業省令で定めるものに限る。）を行うこと。

七 海外における石炭の探鉱に必要な地質構造の調査（熱源の状況の調査を含む。）及び海外における金属鉱物の探鉱に必要な地質構造の調査（金属鉱業を営む者が外国人人と共同し

て行うものに限る。)に必要な資金に充てるための助成金の交付を行うこと。

八 海外における石炭資源の開発、本邦における地熱資源の開発及び海外における金属鉱物資源の開発に関する情報又は資料の収集及び提供を行うこと。

九 次に掲げる船舶の貸付けを行うこと。

イ 石油等の探鉱及び二酸化炭素の貯蔵に必要な地層の探査並びにこれらに必要な地質構造の調査に必要な船舶

ロ 金属鉱物の探鉱及びこれに必要な地質構造の調査に必要な船舶

十 国の委託を受けて、石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和五十年法律第九十六号)以下「備蓄法」という。)第二条第十項に規定する国家備蓄石油(同条第二項に規定する指定石油製品を除く。)及び備蓄法第二十九条に規定する国家備蓄施設(以下「国家備蓄施設」という。)の管理を行うこと。

十一 前号に掲げる業務に関連して、石油の取得、保有及び譲渡しを行うこと。

十二 石油の備蓄の増強に必要な資金(石油の購入に必要な資金に限る。)の貸付け並びに石油の備蓄に必要な施設の設置(二以上上の石油精製業者その他の経済産業省令で定める者の出資に係る法人が行うものに限り、備蓄法第二条第十項に規定する国家備蓄石油の貯蔵を主たる目的として行うものを除く。)に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと。

十三 金属鉱物の備蓄を行うこと。

十四 金属鉱業等(経済産業省令で定める金属鉱業及び非金属鉱業をいう。以下同じ。)による鉱害の防止のための措置に必要な資金の貸付けを行うこと。

十五 金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和四十八年法律第二十六号)第七条第三項の規定による鉱害防止積立金の管理を行うこと。

十六 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第十二条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により拠出される金銭の徴収及びその運用並びに同法第十三条第三項(同法第十四条第二項及び第三十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による必要な費用の支払を行うこと。

十七 金属鉱業等による鉱害の防止のための調査及び指導を行うこと。

十八 地方公共団体の委託を受けて、金属鉱業等が終了した後における坑水又は廃水による

鉱害を防止するためのその処理の用に供する施設であつて経済産業省令で定める規模以上のものの運営を行うこと。

十九 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第七十条の三の規定による協力をを行うこと。

二十 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第三十三条の四の規定による情報の提供を行うこと。

二十一 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第四十九条の規定による情報の提供を行うこと。

二十二 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行なうこと。

二十三 エネルギー供給事業者によるエネルギーの環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成二十年法律第七十二号)第九条の規定による情報の提供を行うこと。

二十四 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

二十五 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和四年法律第四十三号)第四十二条第一項に規定する安定供給確保支援業務(同条第二項の規定による指定に係るものに限る。以下「安定供給確保支援業務」という。)を行うこと。

二十六 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一 備蓄法第三十四条の規定による援助を行うこと。

二 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第三十条第一項の規定による鉱害防止業務を行うこと。

三 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第一百六十条の二の規定による液化天然ガスの調達を行うこと。

四 電気事業法第三十三条の三の規定による燃料の調達を行うこと。

五 機構は、前二項の業務のほか、前二項の業務の遂行に支障のない範囲内で、科学的調査のため第一項第九号の船舶の貸付けを行なうことができる。

六 第二項第一号から第七号までの金属鉱物及び同項第十三号の金属鉱産物の範囲は、経済産業省令で定める。

七 第二項第一号から第七号までの金属鉱物及び同項第十三号の金属鉱産物の範囲は、経済産業省令で定める。

八 第二項第一号から第七号までの金属鉱物及び同項第十三号の金属鉱産物の範囲は、経済産業省令で定める。

九 第二項第一号から第七号までの金属鉱物及び同項第十三号の金属鉱産物の範囲は、経済産業省令で定める。

十 第二項第一号から第七号までの金属鉱物及び同項第十三号の金属鉱産物の範囲は、経済産業省令で定める。

十一 第二項第一号から第七号までの金属鉱物及び同項第十三号の金属鉱産物の範囲は、経済産業省令で定める。

十二 第二項第一号から第七号までの金属鉱物及び同項第十三号の金属鉱産物の範囲は、経済産業省令で定める。

十三 第二項第一号から第七号までの金属鉱物及び同項第十三号の金属鉱産物の範囲は、経済産業省令で定める。

十四 第二項第一号から第七号までの金属鉱物及び同項第十三号の金属鉱産物の範囲は、経済産業省令で定める。

十五 第二項第一号から第七号までの金属鉱物及び同項第十三号の金属鉱産物の範囲は、経済産業省令で定める。

十六 第二項第一号から第七号までの金属鉱物及び同項第十三号の金属鉱産物の範囲は、経済産業省令で定める。

十七 第二項第一号から第七号までの金属鉱物及び同項第十三号の金属鉱産物の範囲は、経済産業省令で定める。

十八 第二項第一号から第七号までの金属鉱物及び同項第十三号の金属鉱産物の範囲は、経済産業省令で定める。

十九 第二項第一号から第七号までの金属鉱物及び同項第十三号の金属鉱産物の範囲は、経済産業省令で定める。

二十 第二項第一号から第七号までの金属鉱物及び同項第十三号の金属鉱産物の範囲は、経済産業省令で定める。

供給するための出資は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、経済産業大臣の認可を受けて行なうことができる。

一 出資を行うことにより本邦における地熱の探査では得ることのできない技術及び技能を得ることができると認められること。

二 前号の技術及び技能が、本邦における地熱を行なった地質構造の調査の結果に基づいて行われるものに限る。次号において同じ。)に必要なものであると認められること。

三 第一号の技術及び技能が、本邦における地熱の探査に活用されると見込まれること。

四 第二号の技術及び技能が、本邦における地熱の探査(機構が第一項第七号の助成金の交付を行なった地質構造の調査のための貸付けに限る。)に係るものであると認められること。

五 第二号の技術及び技能が、本邦における地熱の探査(機構が第一項第七号の助成金の交付を行なった地質構造の調査のための貸付けに限る。)に係るものであると認められること。

六 第二号の技術及び技能が、本邦における地熱の探査(機構が第一項第七号の助成金の交付を行なった地質構造の調査のための貸付けに限る。)に係るものであると認められること。

七 第二号の技術及び技能が、本邦における地熱の探査(機構が第一項第七号の助成金の交付を行なった地質構造の調査のための貸付けに限る。)に係るものであると認められること。

八 第二号の技術及び技能が、本邦における地熱の探査(機構が第一項第七号の助成金の交付を行なった地質構造の調査のための貸付けに限る。)に係るものであると認められること。

九 第二号の技術及び技能が、本邦における地熱の探査(機構が第一項第七号の助成金の交付を行なった地質構造の調査のための貸付けに限る。)に係るものであると認められること。

十 第二号の技術及び技能が、本邦における地熱の探査(機構が第一項第七号の助成金の交付を行なった地質構造の調査のための貸付けに限る。)に係るものであると認められること。

十一 第二号の技術及び技能が、本邦における地熱の探査(機構が第一項第七号の助成金の交付を行なった地質構造の調査のための貸付けに限る。)に係るものであると認められること。

十二 第二号の技術及び技能が、本邦における地熱の探査(機構が第一項第七号の助成金の交付を行なった地質構造の調査のための貸付けに限る。)に係るものであると認められること。

十三 第二号の技術及び技能が、本邦における地熱の探査(機構が第一項第七号の助成金の交付を行なった地質構造の調査のための貸付けに限る。)に係るものであると認められること。

十四 第二号の技術及び技能が、本邦における地熱の探査(機構が第一項第七号の助成金の交付を行なった地質構造の調査のための貸付けに限る。)に係るものであると認められること。

十五 第二号の技術及び技能が、本邦における地熱の探査(機構が第一項第七号の助成金の交付を行なった地質構造の調査のための貸付けに限る。)に係るものであると認められること。

十六 第二号の技術及び技能が、本邦における地熱の探査(機構が第一項第七号の助成金の交付を行なった地質構造の調査のための貸付けに限る。)に係るものであると認められること。

十七 第二号の技術及び技能が、本邦における地熱の探査(機構が第一項第七号の助成金の交付を行なった地質構造の調査のための貸付けに限る。)に係るものであると認められること。

十八 第二号の技術及び技能が、本邦における地熱の探査(機構が第一項第七号の助成金の交付を行なった地質構造の調査のための貸付けに限る。)に係るものであると認められること。

十九 第二号の技術及び技能が、本邦における地熱の探査(機構が第一項第七号の助成金の交付を行なった地質構造の調査のための貸付けに限る。)に係るものであると認められること。

二十 第二号の技術及び技能が、本邦における地熱の探査(機構が第一項第七号の助成金の交付を行なった地質構造の調査のための貸付けに限る。)に係るものであると認められること。

2 機構は、経済産業大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

(財務大臣との協議)

第二十一条 経済産業大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

1 第十三条第一項の承認をしようとするとき。

(中期目標等に関する内閣総理大臣等との協議)

第二十二条 経済産業大臣は、通則法第二十九条第一項若しくは第四項又は第十六条第一項の規定により中期目標（安定供給確保支援業務に係る部分に限る。）を定め、又は変更するときは、あらかじめ、内閣総理大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

第二十三条 経済産業大臣は、通則法第三十条第一項の規定による中期計画（安定供給確保支援業務に係る部分に限る。）の認可をするときは、あらかじめ、内閣総理大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。（主務大臣等）

第二十四条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は濫用した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十五条 第二条の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

(施行期日)

第一条 この法律は、廃止法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第二十二条及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。（機構の成立）

第二条 機構は、通則法第十七条の規定にかかるらず、廃止法第一条（第二号に係る部分に限る。）の規定の施行の時に成立する。

附 則

2 機構は、通則法第十六条の規定にかかるわざ、機構の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。

(業務の特例)

第三条 機構は、その成立の日から廃止法の施行の日の前日までの間においては、第十二条の規定にかかるわらず、同条第一項第一号及び第三号に掲げる業務のうち、廃止法第六条の規定による改正後の石油公団法（昭和四十二年法律第九十九号）附則第九条の二各号に掲げる業務を行わないものとする。

第四条 機構は、第十二条第一項から第三項までに規定する業務のほか、廃止法第一条の規定による廃止前の金属鉱業事業団法（昭和三十八年法律第七十八号。以下「旧事業団法」という。）第十八条第一項第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）を平成十九年三月三十一日（同日（同日以前に開始された当該業務については、当該業務が終了する日）まで行うこと）ができない場合は、当該業務が終了する日）まで行うことができる。

2 機構は、第十二条第一項から第三項まで及び前項に規定する業務のほか、旧事業団法第十八条第一項第三号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）を平成十六年三月三十一日（同日以前に開始された当該業務については、当該業務が終了する日）まで行うこと）ができる。

3 機構は、第一項の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別に勘定を設けて整理しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定により機構の業務が行われる場合には、第十二条第三号中「並びに同項第七号、第八号、第十四号、第十五号、第十八号及び第十九号に掲げる業務」とあるのは、「同項第七号、第八号、第十四号、第十五号、第十八号及び第十九号に掲げる業務」とあるのは、「同項第七号、第八号、第十四号、第十五号、第十八号及び第十九号に掲げる業務並びに附則第三項まで並びに附則第四条第一項の業務に係る勘定」とする。

5 第二項の規定により機構が行う業務については、旧事業団法第二十条の十一から第二十条の十四までの規定（これららの規定に係る罰則を含む。）は、廃止法の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧事業団法第二十条の十四第一項中「精密調査又は広域調査」とあるのは「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）附則第四条第一項の業務」とする。

6 第二項の規定により機構が行う業務については、旧事業団法第二十条の十一から第二十条の十四までの規定（これららの規定に係る罰則を含む。）は、廃止法の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧事業団法第二十条の十一第一項、第二項及び第六項並びに第三十四条中「事業団」とあるのは「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）附則第四条第二項の業務」とする。

2 機構は、石炭経過業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「石炭経過勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

3 第一項の規定により機構の業務が行われる場合には、第二十五条第二号中「第十二条第一項から第三項までに規定する業務」とあるのは、「第十二条第一項から第三項までに規定する石炭経過業務」（以下「石炭経過業務」という。）を行ふことができる。

2 機構は、石炭経過業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「石炭経過勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

3 第一項の規定により機構の業務が行われる場合には、第二十五条第二号中「第十二条第一項から第三項までに規定する業務」とあるのは、「第十二条第一項から第三項までに規定する石炭経過業務」（以下「石炭経過業務」という。）を行ふことができる。

2 機構は、当分の間、第十二条第一項から第三項まで並びに前項第一項及び第二項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

1 国の委託を受け、国家備蓄施設（石油ガスの備蓄に必要なものに限る。）の設置を行うこと。

2 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

4 機構は、經濟産業大臣の認可を受けて、金融機関その他政令で定める法人に対し、石炭経過業務（整備法附則第五条第一項及び第二項の規

定によりなおその効力を有することとされる旧賠償法第十二条第一項第一号から第三号までに掲げる業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に限る。第七項において同じ。）の一部を委託することができる。

5 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の認可に係る業務の委託を受け、当該業務を行つことがある。

6 第四項の規定により業務の委託を受けた金融機関又は政令で定める法人（以下この条において「受託金融機関等」という。）の役員及び職員であつて当該委託を受けた業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

7 経済産業大臣は、石炭経過業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めたときは、受託金融機関等に対し、その委託を受けた業務に関し報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関等の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

8 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

9 第七項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託金融機関等の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

（石炭経過勘定における納付金等）

第七条 機構は、石炭経過勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、経済産業大臣が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額のうち、石炭経過業務に必要な資金に充てるべき金額を勘定して機構が国庫に納付すべき金額を定めたときは、政令で定めることにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

一 通則法第四十四条第一項の規定による積立金がある場合 整備法附則第三条第二項の規定によりその償還についてなおその効力を有することとされる旧構造調整法第二十五条第一項第八号、第十一号の二及び第十六号の四

の規定による貸付金並びに整備法附則第五条の規定による貸付金並びに整備法附則第五条の規定によりその償還についてなおその効力を有することとされる旧賠償法第十二条第一項第二号及び第三号の規定による貸付金（以下この条において「貸付金」と総称する。）の償還金で当該中期目標の期間中に償還されたものの合計額に当該積立金に相当する金額を加えた金額

二 通則法第四十四条第二項の規定による繰越欠損金がある場合（同条第一項の規定による積立金及び同条第二項の規定による繰越欠損金のいずれもない場合を含む。）貸付金の償還金で当該中期目標の期間中に償還されたもの合計額

三 通則法第四十四条第三項の規定による納付金を納付したときは、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める金額により、それぞれ資本金を減少するものとする。

一 第一項第一号に掲げる場合 納付金の納付額に同号の繰越欠損金の額に相当する金額を加えた金額（繰越欠損金がない場合は、納付金の納付額から同号の積立金の額に相当する金額を差し引いた金額）

二 第一項第二号に掲げる場合 紳付金の納付額に同号の繰越欠損金の額に相当する金額を加えた金額（繰越欠損金がない場合は、納付金の納付額）

三 第一項第三号に定めるもののほか、納付金の納付手続その他積立金及び貸付金の償還金の処分に関する必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）

第八条 附則第三条から第五条までに定めるものほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）

附 則 （平成一六年六月一八日法律第一二六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第九条から第十五条までの各号に定める日から施行する。

三 附則第十号及び第十二号並びに同条第一項第十号及び第十二号に定める日から施行する。

（施行期日）

附 則 （平成一六年六月二三日法律第一三〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年六月二三日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第七条、第十条、第十三条及び第十八条並びに附則第九条から第十五条までの各号に定める日から施行する。

三 附則（平成一六年六月二三日法律第一三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第九条から第十六条までの各号に定める日から施行する。

三 附則（平成一六年六月二三日法律第一三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年六月二三日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十七条の規定 この法律の公布の日又は国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第一百三十号）の公布の日から施行する。

三 附則（平成一七年七月二六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、会社法の施行の日から施行する。

（施行期日）

附 則 （平成二三年六月二日法律第三九号）

（施行期日）

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

（施行期日）

附 則 （平成一六年六月一八日法律第一二六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年七月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則の経過措置）

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

（施行期日）

附 則 （平成二四年九月五日法律第六二七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第三条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第一百三十号）の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五条、第六条及び第十条の規定 公布の日

二 第三条（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（以下「機構法」という。）第十二条第一項第十号及び第十二号並びに同条第二項の改正規定、機構法第十二条第一号の改正規定（「する業務」の下に「並びに同条第二項第一号に掲げる業務」を加える部分に限る。）、機構法第十二条第三号の改正規定（「並びに同条第二項」を「同条第二項第二号に掲げる業務並びに同条第三項」に改める部分（第十二条第一項第二号に掲げる業務に限る。）、機構法附則第二号に掲げる改正規定並びに同条第三項）に改める）

三 第二条、第七条、第十条、第十三条及び第十八条並びに附則第九条から第十五条までの各号に定める日から施行する。

四 第二十二条、第二十三条（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十五条第二項第一号の改正規定並びに附則第七条から第九条までの各号に定める日から施行する。

五 第二十三条（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十五条第二項第一号の改正規定及び同条第二号への改正規定（第三十四条第一項）を「第四十二条第一項」に改める部分に限る。）並びに次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第七条から第十九条までの各号に定める日から施行する。

六 第二十三条（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十五条第二項第一号の改正規定を除く。）の規定並びに附則第七条から第十九条までの各号に定める日から施行する。

七 第二十三条（機構法第五条の改正規定（災害時ににおける石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十六号）附則第六条第二項に係る部分に限る。）、機構法附則第六条の改正規定及び同条を機構法附則第八条とし、機構法附則第五条の次に二条を加える改正規定に限る。）の規定並びに附則第十二条、第十八条から第二十条までの各号に定める日から施行する。

八 第二十二条（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第一百四十五号）附則第五条において「開発機構法」という。）附則第十二条及び第十三条の改正規定に限る。）及び第二十三条（特

別会計に関する法律附則第十五条の改正規定に限る。)の規定 平成二十五年四月一日(国家備蓄石油の管理の委託等に関する経過措置)

第三条 経済産業大臣は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の石油の備蓄の確保等に関する法律(以下「旧備蓄法」という。)第三十一条の規定により独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)に規定する国家備蓄石油(旧備蓄法第二条第二項に規定する指定石油製品に限る。以下この条において同じ。)については、新備蓄法第二十九条の規定にかかるわらず、この法律の施行の日から起算して二年を経過する日(その日前に新備蓄法第二十九条の規定に基づき当該国家備蓄石油の管理を新備蓄法第五条第一項に規定する石油精製業者等に委託した場合には、当該委託の日。次項において同じ。)までの間は、引き続き機構にその管理を委託することができること。

(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の権利及び義務の承継等)

第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の時に於て現に独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「開発機構」といいう。)が有する権利及び義務であつて、附則第二十一条の規定による改正前の開発機構法(昭和四十五年法律第七十一号)第十一條第二号(地熱の探査及び地熱資源の開発に係る部分に限る。)及び第三号(地熱の探査及び地熱資源の開発に必要な地質構造(熱源の状況を含む。)の調査に係る部分に限る。)に係る部分に於て、(当該業務に附帯する業務を含む。)に係るものは、その時において、権利及び義務の承継に関

に第一条の規定による改正前の石油の備蓄の確保等に関する法律(以下「旧備蓄法」という。)第三十一条の規定により独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」といいう。)に管理を委託している旧備蓄法第二条第二項に規定する指定石油製品に限る。以下この条において同じ。)については、新備蓄法第二十九条の規定にかかるわらず、この法律の施行の日から起算して二年を経過する日(その日前に新備蓄法第二十九条の規定に基づき当該国家備蓄石油の管理を新備蓄法第五条第一項に規定する石油精製業者等に委託した場合には、当該委託の日。次項において同じ。)までの間は、引き続き機構にその管理を委託することができること。

2 機構は、この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の機関法第十一條第一項第十号の規定により管理を行つている国家備蓄石油について、第三条の規定による改正後の機関法第十一条第一項第十号の規定にかかるわらず、この法律の施行の日から起算して二年を経過する日までの間は、従前の例により引き続き管理を行うことができる。

3 (独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の権利及び義務の承継等)

第六条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の時に於て現に開発機構が有する権利及び義務であつて、旧開発機構法附則第十二条第一項に規定する業務に係るものは、その時において、権利及び義務の承継に係る必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い機関が承継する。

4 前項の資産の価額は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

5 前項の評価委員その他評価に関して必要な事項は、政令で定める。

6 開発機構は、第一項の規定により機関が開発機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、第三項の規定により機関に對して出資されたものとされた額によりその資本金を減少するものとする。

第六条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の時に於て現に開発機構が有する権利及び義務であつて、旧開発機構法附則第十二条第一項に規定する業務に係るものは、その時において、権利及び義務の承継に係る必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い機関が承継する。

2 前項の規定により機関が開発機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項の規定において定めるところに従い機関が承継する資産の価額(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)以下「通則法」という。)第四十四条第一項の規定により積立金として整理されている金額があるときは当該金額を控除した金額とし、同項の規定により繰越欠損金として整理されている金額があるときは当該金額を加算した金額とする。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から機関に対し出資されたものとする。

3 (罰則の経過措置)

第九条 この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定にあつては、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。お従前の例による。(政令への委任))

4 開発機構は、第一項の規定により機関が開発機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項の規定により機関が権利の承継をする場合における当該承継に伴う登記については、それぞれ当該承継の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

2 附則第五条第一項又は第六条第一項の規定により機関が権利の承継をする場合における当該承継に係る不動産の取得に對しては、不動産取得税を課することができない。

3 (罰則の経過措置)

第九条 この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定にあつては、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。お従前の例による。(政令への委任))

4 開発機構は、第一項の規定により機関が開発機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、同項の規定により機関が権利の承継をする場合における当該承継に伴う登記については、それぞれ当該承継の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 (施行期日)

附則 (平成二六年六月一三日法律第六号)
七号抄

この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

し必要な事項を定めた承継計画書において定めることに従い機関が承継する。

この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二六年六月一三日法律第六号)
七号抄

この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、該各号に定める日から施行する。

この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、該各号に定める日から施行する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三十五条 この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（経過措置）

附 則（令和二年六月一二日法律第四九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中電気事業法目次の改正規定（電気事業者）を「電気事業者等の」に、「供給命令等」を「災害等への対応」に、「第三十三条」を「第三十四条」に、「第三十四条」を「第三十四条の二」に改める部分に限る。）、同法第二十六条の次に二条を加える改正規定、同法第二十七条第一項の改正規定、同法第二十七条の十二の改正規定、同法第二十七条第

二 略

第一条の規定（前二号に掲げる改正規定を除く。）、第三条中電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十七条第一項第一号の改正規定（第九十八条第一号）を「第九十八条第一項第一号」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第

五条中独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第十一條第二項に一号を加える改正規定、同法第十二条第一号の改正規定及び

同法第十四条第一項の改正規定（「までに」の下に「掲げる業務並びに同条第二項第三号に」を加える部分に限る。）並びに附則第十一条の規定による改正前のそれぞれの法律（二七条の規定）公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

を超えない範囲内において政令で定める日

（経過措置）

（处分等の効力）

第九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（二七条の規定による改正後のそれぞれの法律）に相当の規定があるものは、これらに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条 附則第二条から前条までに定めるもの

のほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した後適當な時期において、電気供給体制の強化及び持続可能性の状況並びにこの法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に応じて必要な措置を講ずるものとする。

（処分等の効力）

第十三条 附則第二十九条及び第三十条の規定

施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第十四十三条）の公布の日又は前号に掲げる規定の施行日のいずれか遅い日

（経過措置）

第十四条 この法律（前条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び附則第十二条において同じ。）の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これらに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手續その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十五条 附則第五百九条の規定

（政令への委任）

第十六条 附則第五百九条の規定

（政令への委任）

第十七条 附則第五百九条の規定

（政令への委任）

第十八条 附則第五百九条の規定

（政令への委任）

第十九条 附則第五百九条の規定

（政令への委任）

第二十条 附則第五百九条の規定

（政令への委任）

第二十一条 附則第五百九条の規定

（政令への委任）

第二十二条 附則第五百九条の規定

（政令への委任）

第二十三条 附則第五百九条の規定

（政令への委任）

第二十四条 附則第五百九条の規定

（政令への委任）

第二十五条 附則第五百九条の規定

（政令への委任）

第二十六条 附則第五百九条の規定

（政令への委任）

第二十七条 附則第五百九条の規定

（政令への委任）

第二十八条 附則第五百九条の規定

（政令への委任）

第二十九条 附則第五百九条の規定

（政令への委任）

第三十条 附則第五百九条の規定

（政令への委任）

第三十一条 附則第五百九条の規定

（政令への委任）

状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(調整規定)

第三十二条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日が経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の施行の日前である場合には、前条中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

一 附則第三十二条の規定 公布の日

二 第二条中エネルギー供給事業者による非化

石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原

料の有効な利用の促進に関する法律第二条第

六項の改正規定、第三条の規定、第六条中電

気事業法第二十七条の二十七第三項の改正規

定、同項を同条第四項とし、同条第二項の次

に一項を加える改正規定、同法第三十三条の

三の改正規定（独立行政法人石油天然ガ

ス・金属鉱物資源機構）を「独立行政法人工

エネルギー・金属鉱物資源機構」に改める部

分に限る。）及び同法第一百二十八条第一号の改

正規定並びに次条並びに附則第五条から第九

条まで、第十二条及び第十五条の規定、附則

十六条中租税特別措置法（昭和三十二年法

律第二十六号）第二十八条第一項第三号、法

五十七条の四第五項第三号及び第六十六条の

十一第一項第三号の改正規定並びに附則第十

七条、第十八条、第二十四条から第二十六条第

条まで及び第二十八条の規定 公布の日から起

算して六月を超えない範囲内において政令で

定める日

（处分等の効力）

第十二条 附則第二号を附則第七条（見出しを含む。）中

二 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機

構法）に改める。

三 附則第二号を次のように改める。

一・金属鉱物別表第二号を独立行政法人エネルギー・金

属鉱物資源機構

二・独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機

構法）に改める。

（政令への委任）

第十三条 附則第二号を独立行政法人エネルギー・金

属鉱物資源機構

（政令への委任）

第十四条 附則第二号を独立行政法人エネルギー・金

属鉱物資源機構

（政令への委任）

第十五条 附則第二号を独立行政法人エネルギー・金

属鉱物資源機構

（政令への委任）

第十六条 附則第二号を独立行政法人エネルギー・金

属鉱物資源機構

（政令への委任）

第十七条 附則第二号を独立行政法人エネルギー・金

属鉱物資源機構

（政令への委任）

第十八条 附則第二号を独立行政法人エネルギー・金

属鉱物資源機構

（政令への委任）

第十九条 附則第二号を独立行政法人エネルギー・金

属鉱物資源機構

（政令への委任）